

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 7 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

妥結率等の報告における参考資料の見直しについて（依頼）

「妥結率等に係る報告書の見直しについて」（令和6年11月1日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）においては、令和7年度の妥結率等の報告から、医薬品卸売販売業者（以下、「卸売業者」という。）が「妥結率等に係る報告書」の「参考となる資料」として、「妥結率等の報告における参考資料」（以下、「参考資料」という。）を作成し、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）に提供することをお知らせするとともに、妥結率等報告を回答するにあたり、必要に応じてこれを参考として活用していただくようお願いしたところです。

今般、医療機関等が交渉の実態をより正確に把握できるよう、また、卸売業者がより円滑に回答できるよう、別紙のとおり、参考資料の一部を見直しいたしました。

特に、医療機関等と卸売業者の交渉における単品単価交渉の在り方については、「疑義解釈資料の送付について（その14）」（令和6年11月5日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添3妥結率に係る報告関係の間5において考え方を整理しておりますので、参考資料を確認する際の参考としてください。

これにあたり、別添のとおり、一般社団法人医薬品卸売業連合会に対して、事務連絡を送付いたしましたので、その旨をお知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。